

平成 29 年 4 月 26 日

伊藤忠連合健康保険組合
理事長 井坂 博恭

保健事業補助金支給規程の一部変更について

第 6 条 体育奨励事業（スポーツクラブ利用）に係る補助額を次の通り変更します。

新	旧
<p>（実施方法及び補助額） 1 回の利用につき 1,000 円（<u>月間 3 回</u>）・法人月会費 <u>3,000 円</u>を限度として補助する。ただし、組合が法人契約を締結した施設に限る。</p> <p>この規程は<u>平成 29 年 4 月 1 日</u>より施行する。</p>	<p>（実施方法及び補助額） 1 回の利用につき 1,000 円（月間 2 回）・法人月会費 <u>2,100 円</u>を限度として補助する。ただし、組合が法人契約を締結した施設に限る。</p> <p>この規程は平成 24 年 4 月 1 日より施行する。</p>

以上